

お客様各位

平素より当ホテルをご利用頂き誠にありがとうございます。

この度、団体のご予約に関するの違約金（キャンセル料金）規定を設けさせていただきます。

以下違約金規定により、指定の日付以降にキャンセルをされる場合は、違約金が発生致します。

また、人数変更などの予約内容の変更の場合でも、違約金が発生する場合がございます。

本規定は2024年5月1日より適応とさせていただきます。

団体宿泊のお客様へのキャンセル規定について

お申込みの取り消しの場合は、下記の比率に基づく違約金を申し受けいたします。

この場合の団体客とは、8名以上（かつ3泊以上）のお客様

又は10泊以上（1名以上）のお客様をさします。

項目	1週間以上	7日～6日前	5日～4日前	3日～当日
宿泊	0%	70%	80%	100%
食事	0%	60%	80%	100%

(注意項目)

《1》 %は、基本宿泊料金に対する違約金の比率です。

宿泊に関しては予約した日数（又は減収した日数）全てに対して、上記の違約金を申し受けます。

食事のご予約に対しては、宿泊当日～7日目まで予約されたものを対象に、上記の違約金を申し受けます。

《2》 キャンセル受付は当日の15時までを当日扱いとしています。（15時以降の受付は翌日扱いとさせていただきます。）

《3》 一部宿泊人数減少が発生した場合、

3名以上のキャンセルが本違約金規定の対象となります。

3名未満の場合、当日以外のキャンセルにおいては違約金規定の対象としません。

ただし、当日キャンセルの場合は100%の違約金が発生します。

《4》 悪天候や災害、体調不良、一部事情などでキャンセルした場合

キャンセル料の請求判断は宿泊施設が行っております。

施設へ直接ご確認くださいませようお願い申し上げます。

2024年5月1日

くもづホテル&コンファレンス 支配人

